

# 九州工業大学交響楽団 演奏会実行委員会会則

## 第1条 名称

当会は九州工業大学交響楽団演奏会実行委員会と称する。

## 第2条 目的

当会は九州工業大学交響楽団が行う演奏会の運営を円滑に行い、それらを成功させることを目的とする。

## 第3条 所属団体

当会は九州工業大学交響楽団に所属する。

## 第4条 組織

当会は以下のように組織される。

- ・演奏会実行委員長 1名
- ・演奏会実行委員 数名
- ・選曲委員長 1名
- ・選曲委員 数名
- ・[インスペクター 1名](#)
- ・[演奏会実行委員会会計係 1名](#)

## 第5条 活動

当会は以下の活動を、演奏会実行委員長を中心として演奏会実行委員が行う。

### 1, 演奏会企画会議

以下の項目を決定するために、演奏会企画会議を開く。

- ・演奏日時
- ・演奏会場
- ・演奏曲目
- ・その他

### 2, 演奏会開催に関する活動

以下の活動を、執行部と協力して行う。

- ・広報活動
- ・演奏会開催に関する実務
- ・その他

### 3, 演奏会会計

演奏会実行委員会会計係が以下の活動を、団内の出納業務とは独立して行う。

- ・演奏会予算案作成
- ・演奏会決算報告
- ・演奏会に関する出納業務

#### 4. 指揮者トレーニング

インスペクターが指揮者トレーニングの運営、エキストラに関する業務全般を行う。

ただし、定期演奏会の演奏曲目に関しては、選曲会議において決定される。選曲会議は選曲委員長を議長として、選曲委員により行われる。

#### 第6条 選出

演奏会実行委員長は団長が指名し、総会で承認されなければならない。

演奏会実行委員はそれぞれの演奏会に対し、必要に応じて演奏会実行委員長により任命される。

選曲委員長は演奏会実行委員長により任命される。

選曲委員は選曲委員長により任命される。

インスペクターは演奏会実行委員長により任命される。

#### 第7条 任期

演奏会実行委員長の任期に関しては、団則第21条に準ずる。

演奏会実行委員の任期は、選出より担当の演奏会終了までとする。

選曲委員長及び選曲委員の任期は、選出より担当の定期演奏会の演奏曲目が決定するまでとする。

#### 第8条 解任

演奏会実行委員長の解任に関しては、団則第23条に準ずる。

#### 第9条 改正

当会則を改正するためには、演奏会実行委員長、団長、副団長（不在の場合は除く）全員の賛成がなければならない。

ただし、演奏会実行委員長は改正後に改正した内容を全団員に示す義務がある。

1995年 6月21日 発効

2004年 6月11日 改正

2013年11月 8日 改正